上関原発用地埋立禁止 #30 住民訴訟の会News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会　〒 755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com　https://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou
上関原発住民訴訟
郵便振替口座　上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会　01390-6-52714

交付金の実態調査
―電源三法について―

浜野　勝

電源三法とは、原子力政策を進めるために 1974 年 6 月 3 日成立させたもので、①電源開発促進税法、②電源開発促進対策特別会計法、③発電用施設周辺地域整備法の三法です。

政府は電源三法の目的について「立地促進パンフ」で、「原子力発電所のできる地元の人たちにとって、他の工業立地と比べて雇用効果がないため、電源立地によって得られた国民経済的利益を社会に還元しなければなりません」と述べています。

2003 年 10 月には電源三法が改正され、使い道が限定されていたものから自由に使える「電源立地地域対策交付金」に一本化され、地域買収を一層強めてきました。

正に電源三法は国民から税金を徴収、その配分まで法律で定め、原子力政策を進める悪法と言わざるを得ません。

交付金の財源について 2015 年度会計で見ると、電力会社の販売電力 1,000 キロワットアワー当り 37 円 05 銭の税金を徴収、総額 3,495 億円が特別会計として管理されます。

3,495 億円は内閣府 139 億円、文部科学省 1,099 億円、経済産業省 1,789 億円、環境省 466 億円と分配され、様々な名目で交付金として交付されます。この電力会社への税金は、国民の電気料金に加算されることになります。

山口県に問い合わせたところ、「2018 年度までの交付金総額」について回答がありました。それによると 2008 年～ 2014 年の電源立地地域対策交付金は、山口県 18 億 2,588 万 6,984 円、上関町 45 億 4,009 万 1,218 円、広報・調査等交付金は、山口県 2 億 4,345 万 1,147 円、上関町 1 億 2,958 万 5,276 円、柳井市 1,076 万 2,530 円となっています。

上関町には交付金以外に、中国電力から約 40 億円の寄付金、さらに中国電力は直接買収金をばらまいているとも言われており、地域のきずなを破壊し続けています。

村岡県知事は上関原発問題について「上関町の選択を尊重する」として、公有水面埋立延長許可をしています。

3.11 福島原発の教訓をふまえれば、上関町の現状にゆだねることが、大きな間違いであることは言うまでもありません。山口県民は「福島の様になっては、とりかえしがつかない。上関原発には反対ですよ」との声は圧倒的です。

県政 100 年の大計、瀬戸内に住む数百万人の命とくらしを守るために、上関原発建設を許さないことを県民は心から願っています。

（はまの・まさる／事務局員）

オンライントーク！

いらんじゃろう！上関原発 ～人も自然も生きものも～ 2020

小畑 太作

9月5日(土)14:00～15:30 「上関原発どうするの？～瀬戸内の自然を守るために～」(略称:上関どうするネット)主催による、標記のオンラインシポジウムが開催されました。「原子力情報資料室」「上関原発を建てさせない祝島島民の会」に加えて、当会の事務局長として、わたしもパネリストの一人として招かれ参加しました。

わたしもそうなのですが、呼びかけた主催者も含めて全員がオンラインでのシンポジウムは初めてのようでした。更には、90 分の中に、日本の原発政策の状況からはじめて、祝島の闘いの歴史や現況、そしてわたしたちの担っている裁判の報告という、かなり盛りだくさんの内容で、致し方ないのですが、わたしに割り振られた時間はわずか 10 分でした。

当初、10 分しかないし適当に…と思っていましたが、2 度のリハーサルを経て分かったこと――というよりは改めて自覚させられたことは、参加は全国的に呼びかけられていて、上関原発のことは勿論――チラシには「上関」に「かみのせき」とフリガナが振ってある！――、裁判なんて別世界という方々を視聴者の想定に入れなければならないと言うことでした。当然、当裁判の内容も話さねばならない訳で、10 分間にどうやって詰め込むかがかなり困難、というよりは無理であるということです。しかしそこにこそ、リハーサルの意味もまたあったのでした。

つまり、それぞれがそれぞれに自分の担当を委ねられ、資料を準備して話す訳ですが――準備の悪いわたしは資料がギリギリになってしまったのですが――、それが具体的に一体どんなものなのかをリハーサルで披露して、それを踏まえてまた自分の担当分を修正しと、結果、互いが互いに、全体を組み立てるように作用するのです。したがってそれは、リハーサルとは言うものの、全員によるシナリオ作りとも言えるものでした。しかし正確には、結果として、そういう場になったと言うべきなのでしょうか。多分にそれは、当初、オンラインのテストのためであったし、だからこそ「リハーサル」という名前だったのでしょう。

しかし期せずして、あたかも幾度も鍛えられた鋼のように、約 100 名が集った 90 分のオンラインシンポジウムは、後の感想にも多々寄せられましたが、実に充実した時となったのでした。わたしにとっても、画面越しではありましたが、様々な人々の新たな出会いが与えられましたし、オンラインでの資料作りや提示の仕方など技術的な面でもよい学びの時となりました。何を割愛するかの大事さも学びました。

上関原発問題の解決、ひいてはエネルギー政策の転換、勿論それが大事であり、このシンポジウムの目的でもあるわけなのですが、問題を解決し目的を達成するには、やり方、歩み方も重要なのだということを改めて考えさせられました。逆に言えば、平和を唱えながらも、つくり上げる歩みを軽んじていては、どうなのかと言うことを考える大変よい機会が与えられました。

翻って、この国のエネルギー政策です。新型コロナウィルス感染症で遅れたものの、既に、第 6 次基本計画の策定に向けて動いているのでしょう。が、様々な人が、そしてまた自然と呼ばれる人間以外の存在が生きているその現実を、この国の権力者達はどの程度考慮しているのかを思わされます。真の解決すべき問題は何かを捉えることもできない、当然に、それを解決することが叶わないのは、様々な立場を丁寧に繋ぎ合わせてつくり上げようとしないからでしょう。これも逆に言えば、自分の立場からすれば「厄介」だと思えば切り捨て、排除しているその有り様が、問題の根なのではないでしょうか。

という意味では、エネルギー政策の転換が目的だと記しましたが、わたしたちの活動は、単にそれに留まらない、新しい世界の有り様の創出でもあるのだと思わされました。

急ぎつつも慌てず、互いに作り上げる道を歩んでいきましょう。最後の勝利は、そこにあるのですから。

シンポジウムの録画は、現在、YouTube で観ることが出来ます。よろしかったらどうぞ。

https://youtu.be/tpm--buLQeA

（おばた・たいさく／事務局長）

事務局報告

1. 2020 年度会計（2020.8.1 ～ 2020.9.30）

(1)通常会計　会の運営に用いられます。　(円)

収入					支出				
科　目	予算	期間	年度累計	備　考	科　目	予算	期間	年度累計	備　考
会　費	170,000	11,000	118,500		会議費	15,000	0	0	
寄付金	150,000	64,000	127,000	内訳下欄	事務費	20,000	1,803	5,974	
前年度繰越	1,023,560	0	1,023,560		広報費	150,000	21,458	68,588	News 印刷 / 送料
雑収入		0	0		活動費	270,000	9,520	25,470	
					旅　費	200,000	0	0	
					その他	70,000	9,520	25,470	県庁情報公開請求
					雑　費	23,000	3,498	12,559	
					雑　費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	3,498	12,559	郵便振替手数料
					予備費	365,560	—	—	当初予算計算ミス発覚のため修正
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小　計	1,343,560	36,279	112,591	
					残　高	0	38,721	1,156,469	
合　計	1,343,560	75,000	1,269,060		合　計	1,343,560	75,000	1,269,060	

【寄付金協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

磯部　良三　　福江　俊喜　　松本　　隆
利元　克己　　星谷　召子　　（他、匿名 8 件）

(2)裁判費会計　裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。　(円)

収入				支出			
科　目	期間	年度累計	備　考	科　目	期間	年度累計	備　考
前年度繰越金	0	204,000		弁護士事務費補助	0	200,000	
前期残金	78,000	—					
寄付金	30,000	104,000	内訳下欄	残高	108,000	108,000	
合　計	108,000	308,000		合　計	108,000	308,000	

【裁判費協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

磯部　良三　　中村　満吉　　松本　　隆　　（他、匿名 2 件）
中嶋　光雄　　藤井　郁子　　山本　邦男

2. 会員登録状況　会員登録者数 180 名（2020/10/4 現在）

会員募集にご協力下さい

会費を添えて、お名前住所電話番号 E-mail などを記載して事務局迄お申し込み下さい。同封の振替用紙をご利用になれます。E-mail または HP からでも手続きできますし「募集パンフレット」（申込書付）も利用できます。必要な方は事務局迄ご請求下さい。

原告の皆様へ　裁判費にご協力下さい

裁判の主体は、あくまで原告と被告です。しかしながら、本訴訟では、原告の委託を受けた代理人である弁護士が、多くを自弁して下さっています。少なくとも、印紙代や送料等の実費程度は原告で負担したいという思いで、裁判費特別会計が設置されています。原告の方は、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。10,000 円／年を目処にお願いしていますが、実状に応じてで結構です。原告以外のご支援も歓迎します。

会費を納入して下さい　1,000 円／年

登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前の他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右（E-mail の方は本文冒頭）にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承下さい。

寄付にご協力下さい

当会の運営は、会費と皆様からの寄付金のみです。皆様のご協力をお願い致します。寄付金のみ（会員登録なし）も受け付けています。同封の振替用紙をご利用下さい。

刑事告訴について —其の四—

小畑 太作

9 月 3 日付で､検察審査会から審査結果が届いた。「本件不起訴処分はいずれも相当である」と。「いずれも」とは、村岡知事の背任罪と、世耕元経産相の幇助罪のいずれもと言うことである。

先の広島高裁の判決に似た思いを抱かされた。すなわち、この国の権力の堕落に対する落胆であり怒りである。

審査会は、議決の理由をこう記している。「検察官の裁定を覆すに足りる証拠が認められない」と。

審査会は裁判所ではないであろうに。犯罪の有無の証拠を捜査して整えるべきは検察ではないのか。審査会が理由として述べるならば「嫌疑なし」と言うべきところ、それすらも言えないところに、審査会の有り様が透けて見える。

こうして、大罪は看過され、実際、あの福島原発事故による未曾有の被害に至ったのであろうに。僅かながらではあったが、福島原発事故の今もあり続けている被害を我が事としてくれることを期待したのだが、全く裏切られたというわけである。

が、問うた意味はあると思っている。正当な判断を放棄した審査会の権力者たちにとって、放棄した罪はあり続けるのだから。

（おばた・たいさく／原告）

上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから 3 年、竣工期限の前日 2012 年 10 月 5 日、中電は竣工期間伸長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から 4 度にも及ぶ補足説明を経て、2013 年 2 月 26 日、標準処理期間も越えて許否の判断をしませんでした。続いて知事は、同年 3 月 19 日、今度は回答期限を 1 年とする 5 度目の補足説明を中電に求め、更にまた 1 年、また 1 年と、都合 7 回の補足説明を求めるという行為によって、その間、免許は失効しないとしたのです。そして、2016 年 8 月 3 日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり（13 条の 2)、更に「正当」の内容についても別途定めがあります（『港湾の行政の概要』)。

この行政の権力濫用に対して、2013 年 6 月 11 日、市民有志によって違法な公費支出に対しての住民監査請求が行われましたが、同年 8 月 2 日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり 2013 年 8 月 30 日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018 年 7 月 11 日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に 240 円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りをしました。

2020 年 1 月 22 日、4 回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告受理申立書を 2 月 4 日に広島高裁に提出、続いて 4 月 22 日に上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

上関原発住民訴訟

HP 引っ越しのため検索に出ないかも知れません。その場合は、ご面倒ですが、
http://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou